

第20回滋賀県自治創造会議での議論概要

1. 日時 平成26年4月10日(木)14時～16時45分
2. 場所 高島市立安曇川公民館(高島市安曇川町田中89番地)
3. 出席者 知事、14市町長(欠席:大津市長、米原市長、豊郷町長、甲良町長、多賀町長)
(説明員:知事公室長、防災危機管理監、総合政策部長、教育長)

4. 概要

(1) 滋賀県独自の被災者生活再建支援制度(恒久制度)について

【滋賀県提案概要】

昨年の台風18号では、国の支援金の要件を満たさなかったため、緊急かつ臨時の措置として、国の制度に準じた制度を設け、市町の協力を得ながら支援金の交付を行ってきた。被災者に対して可能な限り速やかに支援金を交付することができるよう、災害が起こってから制度設計するのではなく、常設の恒久的な制度を設けておくことが県民の安心につながるものと考えている。

- 制度の概要は、市町の支援制度に県が3分の2を補助する、対象とする災害の規模は5世帯以上の全壊被害、支援の対象とする被害の程度は床上浸水以上である。
- 今年の出水期までには恒久制度を構築したいと考えている。

【市町長発言概要】

台風18号の対応(10分の10補助)を引き続き県にさせていただき、市はプラスアルファするのがよい。昨年と同じ対応をするのが被災者の心に寄り添った対応である。

- 市町が制度を定めて、県が市町に補助する案は再考してほしい。平等で均一に支援するのであれば、県が事業主体となって実施するのが分かりやすい。市町の自主性を尊重するのであれば、県が独自の制度を作り、市町が独自のカラーを出せばよい。市町を拘束するのは県の任務ではない。県と市町が力を合わせて被災者を支援していく枠組みは、ぜひ作るべきである。

【知事発言概要】

国、県、市町が一緒に被災者を支えるのが心に寄り添った制度であると考えている。県の制度に市町がプラスすることで、より充実したものとなり、共同で制度を創設することが住民にとって安心できるものである。地方分権に反して県が市町を拘束するという思いはない。市町をサポートする制度である。

【市町長発言概要】

- 県提案の恒久制度はどこの府県をモデルにしているのか。上乘せ、横出し、また条例や基金を考えているのか。他県では条例や基金で制度の存続を担保しているところもある。県要綱での制度化であれば、将来、県の財政事情によって減額されるおそれが考えられる。県提出の「都道府県独自の被災者生活再建支援制度」の表はどかが作成した資料なのか。知事はご存知か。

財政難で減額というのはいささか極論である。

市が要綱を作るのであれば、上乘せ、横出しができるような制度を作るべきである。市町が横出ししたときに、県はどこまで負担するのか。市町が1世帯、床下も補償するという条例を作れば県は3分の2を補助するのか。

○被害が5世帯に満たないときでも柔軟に対応してほしい。

県と市町が協力し、県が3分の2を補助するのはよいと考える。金額も国の300万円をベースにしており平等性も担保されている。国の制度にない半壊については財政負担が心配である。条例か要綱かは弾力的な対応をすればどうか。

県が条例で制度を作れば、市町も作る。早く条例化してほしい。

【知事発言概要】

○上限額の3分の2を補助するとしており、一定の基準として5世帯としている。1世帯でも対応したいというところは、市町の事情によって上乘せ、横出ししていただければよい。

○条例や基金で担保するのかについては、方向性が決まった後に、安心できる制度となるよう考えていきたい。

【知事公室長発言概要】

○3分の2を補助する岐阜県モデルを使っている。

「都道府県独自の被災者生活再建支援制度」の表は、(財)全国都道府県会館(全国知事会)の資料から引用している。

県全域で5世帯以上または市町で3世帯以上の場合、この制度の対象となり、市町の条例が1世帯以上であれば、そこは市町の裁量で単独で対応していただくこととなる。

【市町長発言概要】

市議会の全員協議会で説明し了解をいただいております、県が要綱を作るということであれば賛成する。

市域全体が被害にあったときに財政的にどこまで負担できるのかを考えて制度設計する必要がある。過大な支援は財政的に大変な状況になるおそれがある。

早く決めていただいて制度を利用したい。災害対応は速さが重要。県が3分の2を補助するというのは前向きな話。走り出して、問題があった時に見直せばよい。

町村会としては県からの説明を受けて、概ね了解した。

この制度は事後救済となっているが、流域治水条例では200年に1度の災害に対して公費を使って事前救済するものであり、これらの整合性はどうか考えているのか。まず、河川の浚渫をするべきである。

県が制度化すると市も制度を作らなければならないよう追い込まれる。

3分の2補助で早く開始してほしい。

【知事発言概要】

流域治水はリスクが分かる対して最悪の事態を想定して命を守るという減災の仕組みで、この制度は被害が起きた後、生活や地域振興等、公益性を持って対応するもの。

「慎重に」と、「早く」という意見があるので、県として預からせていただきたい。

(2) 第 7 9 回国民体育大会に向けた整備について

【野洲市提案概要】

3 月中に主会場が選定され、併せて競技種目の会場が選定される予定であったが、選定作業が遅れている。会議の資料も公開されていない。

選定委員会の決定に対して常任委員会は追認するだけなのか。常任委員会でさらに議論するのか。選定委員会はどこまでの権限を持っているのか。

高校総体を視野に入れて検討するべきである。

主会場の候補地は県の施設であるが、知事は当事者として選定委員会からヒアリングを受けているのか。

【知事発言概要】

主会場については、できるだけ速やかに報告してほしいと専門委員会にお願いしている。資料に関しては、専門委員会に対してできるだけ公開してほしいと言っており、公開をしていただけるものと理解している。

主会場の選定は、常任委員会から専門委員会に付託をして、調査・審議を行い、その結果を常任委員会に報告する。最終的には常任委員会において審議・決定する事項である。

高校総体開催（H37）とも連携して取り組む。4 月から国体準備室を県教育委員会から知事部局に移管し、横の連携がとれる組織体制とした。

県の施設の課題については専門委員会に対し県としての考え方を示している。

【市町長発言概要】

主会場以外の選定で、県が開催経費をどこまで負担するのか早期に示していただきたい。

各市町でしっかりと開催競技を選択できる環境を整えていただきたい。

専門委員会は 5 月中に結論を出すということによいか。主会場の決定にあたっては透明性を確保して納得できる選定をしていただきたい。

【知事発言概要】

県の補助は、先催県並みはさせていただきたい。

施設やそのキャパシティ、老朽化等の洗い出しを進めている。主会場以外の会場地選定についての具体のところは今後各市町と相談させていただきたい。交通や宿泊等の条件も含め、整理して皆さんに提示させていただく。

(3) 地方教育行政の現状と課題について

【湖南市提案概要】

地方教育制度について法案が取りまとめられ国会に提出される状況である。このような中、子どもたちの育ちをしっかりとサポートしていく必要がある。湖南市の取り組みを紹介し、各市町の取り組みを聞かせていただきたい。

【市町長発言概要】

インクルーシブ教育では、行政が関わる分野が多岐に亘っているが、湖南市にはセンター的な組織があるのか。福祉、教育、就労の関係者が定期的に議論されているのか。また、県教育委員会との連携はどのようにしているのか。

【湖南省発言概要】

福祉部局の発達支援室が司令塔となっており、室長は教育委員会から異動させている。また、保健センターや専門職員との連携もしている。さらに、福祉部局から教育委員会への人事異動も行っている。教育委員会と市長部局がつながる仕組みを作っている。

三雲養護学校とも連携し、県立高等学校に進学した場合は、市から訪問して状況を聴取している。県教育委員会の担当者と連携している。

【市町長発言概要】

当市では療育センターを設置し、子どもの異変に気づいたらすぐに診察している。

これからの教育は英語が大切である。小学1年から英語教育をしている。

ICT（情報通信技術）教育では平成25年度にモデル校で特別支援学級、一般学級にタブレットを取り入れたところ好評であったため、平成26年度は小中学校すべての特別支援学級に導入する。

発達障害の子どもが増えており、教員の独自加配をしている。養護学校の生徒数も増えている。様々な専門職が必要であるが、財源措置がなく大きな課題となっている。

養護学校への通学に時間がかかっているため、細かい単位で養護学校があってもよい。

平成24年度から、小学校の休み時間にネイティブの先生が来て会話をし、音に慣れてもらう取り組みをしている。今年度からすべての学校で展開する。また、30人程度学級に取り組んでおり、不登校が減っている。

地元企業は工業高校、高専の卒業生がほしいと言っているが、滋賀県には高専がない。

来年から学力テストの結果を公表したいと考えている。市内で、学力の高い学校、低い学校がある。分析していないが、学力の高い学校は電子黒板を使っている。

県教育委員会は滋賀県全体の教育向上のために、公正なバランスのとれた人事をしていただくことが大事である。

県立中学校が選考試験をしてリーダー格の子どもをさらっていくのは好ましくない。

県立中学校は廃止すればよい。義務教育の間は、小学校、中学校は仲間と共に学業に励むのが大事である。

首長が教育に介入してはならないというかたちで戦後の民主主義が進んできたことを考えると、その趣旨を大事にしながら首長と教育委員会が連携して子どもを育てることが大事である。

【知事発言概要】

教育が一番の柱で、日本がどうなるかは教育にかかっている。

滋賀県は特別支援が必要な子どもが増加しており、県で特別チームを作って研究を始めた。

職業教育については県教育委員会に力を入れるように言っている。工業系の卒業生が足りないことは自覚している。高専は国の制度に則ることが必要で、今後研究が必要である。

学力テストは市町別、学校別の分析を県教育委員会で行っている。背景を含めて考えていくことが必要である。